

長岡市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和2年2月25日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	酒井正春

1 監査の対象

Eボート長岡寺泊大会実行委員会

「Eボート長岡寺泊大会実行委員会補助金」

与板十五夜まつり連絡協議会

「与板十五夜まつり催事事業補助金」

2 監査の範囲

平成30年度及び令和元年度に長岡市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

令和2年1月10日から1月24日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、当該団体に対する補助金が適正に受け入れられ、かつ、補助の目的・条件に従って支出されているかを検証するため、提出された書類について会計帳簿・証拠書類との照合のほか、必要と認めるその他の監査を実施しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
Eボート長岡寺泊大会実行委員会 「Eボート長岡寺泊大会実行委員会補助金」	適正に処理されていました。
与板十五夜まつり連絡協議会 「与板十五夜まつり催事事業補助金」	適正に処理されていました。